

介護老人保健施設 夢の樹の郷

重要事項説明書

当施設が提供する介護保険施設サービスの内容を、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 施設の概要

開設者の名称	医療法人社団 敬寿会
事業所の所在地	〒411-0902 静岡県駿東郡清水町玉川183-1
電話番号	055(971)1000
代表者の職名	理事長
代表者の氏名	水谷 正昭
施設の名称	介護老人保健施設 夢の樹の郷
施設の所在地	〒411-0902 静岡県駿東郡清水町玉川183-1
電話番号	055(971)1000
介護保険事業所番号	2251380024
指定年月日	平成15年4月1日
交通の便	JR三島駅よりタクシーで20分

2. 職員の定数

職種	員 数	内 訳	
管理者（医師）	1	常勤 1	非常勤
医師	2	常勤	非常勤 2
薬剤師	1	常勤	非常勤 1
支援相談員	2	常勤 2	非常勤
介護支援専門員	1	常勤 1	非常勤
看護職員	12	常勤 9	非常勤 3
介護職員	26	常勤 24	非常勤 2
理学療法士	4	常勤	非常勤 4
作業療法士	1	常勤	非常勤 1
管理栄養士	2	常勤 2	非常勤
事務職員	3	常勤 3	非常勤
管財・車輛	13	常勤 2	非常勤 11

（令和8年6月1日現在）

3. 施設サービスの概要

定 員	1 0 0 名	
療養室	4 人部屋	2 3 室
	1 人部屋	8 室
浴 室	2 階 一般浴室	2 4 . 0 m ²
	機械浴室	3 6 . 0 m ²
	3 階 一般浴室	3 6 . 0 m ²
機能訓練室	1 3 5 . 0 m ²	
食 堂	2 階	1 2 5 . 0 m ²
	3 階	8 5 . 5 m ²
その他の施設	診察室 2 室	3 6 . 0 m ²
	レクリエーションルーム	5 4 . 0 m ²
	談話室	2 8 . 0 m ²
	家族介護教室	3 6 . 0 m ²
	サービスステーション	8 6 . 0 m ²
	洗濯室	6 . 0 m ²
	ボランティアルーム	1 2 . 0 m ²

4. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。また、利用者の方が家庭での生活を 1 日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（ショートステイ）や通所リハビリテーションなどのサービスを提供し在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

介護老人保健施設 夢の樹の郷 では

- ・ 施設は入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険サービスの提供に努めます。
- ・ 施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健、医療、福祉サービスを提供する者との密着な関係に努めます。

5. サービスの内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（朝食：8 時 0 0 分 昼食：1 2 時 0 0 分 夕食：1 8 時 0 0 分）
- ③ 入浴（一般浴槽のほか介助を要する利用者には特別浴槽で対応）

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション、退所時支援）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. 利用料金

当施設の介護保険施設サービスの提供に際し、利用者が負担する料金は以下の通りです。

尚、介護保険適用部分（基本料金、加算分）においては、下記料金表の単位数に対して利用者本人の「負担割合証」に記載されている割合に応じたものに 10.14 円（清水町の地域区分「7 級地」のため）を乗じた額が、利用者負担となります。

（1）基本料金（夜勤体制加算 24 単位、サービス提供強化加算(Ⅲ) 6 単位含む）

《多床室》

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位(日)	823 単位	873 単位	938 単位	991 単位	1,042 単位
日 額 (1 割負担の場合)	834 円	885 円	951 円	1,004 円	1,056 円
月額 (30 日) (1 割負担の場合)	25,020 円	26,550 円	28,530 円	30,120 円	31,680 円

《個室》

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位(日)	747 単位	793 単位	858 単位	913 単位	962 単位
日 額 (1 割負担の場合)	757 円	804 円	870 円	925 円	975 円
月額(30 日) (1 割負担の場合)	22,710 円	24,120 円	26,100 円	27,750 円	29,250 円

(2) 加算分（上記基本料金にご本人の利用状況により上乗せされます）

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| ① 初期加算（Ⅱ）※入所から30日間に限り | 30 単位/日 |
| ② 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）※入所から3ヶ月以内 | 200 単位×実施日数 |
| ③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）※入所から3ヶ月以内 | 120 単位×実施日数 |
| ④ 認知症ケア加算 | 76 単位/日 |
| ⑤ 療養食加算 | 6 単位/食 |
| ⑥ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） | 33 単位/月 |
| ⑦ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） | 40 単位/月 |
| ⑧ 所定疾患施設療養費（Ⅰ） | 239 単位/日 |
| ⑨ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） | 3 単位/月 |
| ⑩ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） | 13 単位/月 |
| ※入所時に褥瘡リスクがある利用者に対して褥瘡が発生していない場合 | |
| ⑪ 退所時情報提供加算（Ⅰ）※居宅へ退所した場合 | 500 単位（1回） |
| ⑫ 退所時情報提供加算（Ⅱ）※医療機関へ入院した場合 | 250 単位（1回） |
| ⑬ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） | 51 単位/日 |
| ⑭ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ | |
- ※ 該当する加算項目につきましては、その都度ご説明させていただきます。

(3) その他の費用（提供時のみ）

- (a) 食費（食材費+調理費用） 1,900 円/日
内訳：460 円（朝食）、720 円（昼食）、720 円（夕食）

(b) 居住費

- 《多床室》（光熱水費相当） 490 円/日
《個室》（室料+光熱水費相当） 2,030 円/日

※ 上記食費、居住費について負担限度額認定を受けている場合においては、認定証に記載されている食費、居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。又、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料をご覧ください。

(c) 日用品費（品目全てを希望された場合） 190 円/日

- 品目：☐ おしぼり 78 円/日
☐ フェイスタオル 30 円/日
☐ 個人用バスタオル 32 円/日
☐ リンスインシャンプー 4 円/日
☐ ボディシャンプー 6 円/日

- ☐ 洗顔石鹸 4 円/日
- ☐ 個人用ティッシュペーパー 10 円/日
- ☐ 個人用ウェットティッシュ 10 円/日
- ☐ 歯ブラシ 7 円/日
- ☐ 歯磨き粉 9 円/日

《上記☐の日用品費》 希望する ・ 希望しない

(d) レクリエーション娯楽費 200 円/日

※ レクリエーション等で使用する材料や遊具、視聴覚器具などの費用

(カラオケ、映画鑑賞、音楽鑑賞、書道、華道、茶道、ぬり絵、ちぎり絵、刺繍等)

《レク娯楽費》 希望する ・ 希望しない

(4) 支払い方法

毎月 12 日までに、前月分の請求書を窓口で発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

尚、お支払い方法は、口座振替（引き落とし）となります。

7. 協力医療機関等

(1) 協力医療機関

名称 西島病院

住所 沼津市大岡 2 8 3 5 - 7

名称 きせがわ病院

住所 沼津市大岡 1 1 5 5

(2) 協力歯科医療機関

名称 ライオン歯科

住所 沼津市共栄町 2 0 - 6

8. 施設利用にあたっての留意点

面 会 時 間： 8:30～20:30

外 出 ・ 外 泊： 届出による事前許可制（別途規定あり）

食品の持ち込み： 禁 止

飲料の持ち込み： 病状による施設医師判断での許可制

飲 酒 ・ 喫 煙： 禁 止

火 気 取 扱： 発火物、危険物の持ち込み禁止

設備・備品の利用： 施設管理者による許可制

備 品 の 持 込： 施設管理者による許可制

現金・貴重品： 原則として禁止

施設外での受診： 施設医師の指示により受診（無断受診不可）

ペット同伴： 禁止

その他： 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 非常災害対策と業務継続計画の策定

当施設は、非常時の災害対策としてスプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備、屋外滑り台階段（スロープ）等の防災設備を設置、年2回の防災（避難）訓練を行います。

又、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施できるよう、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- （1）当施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を各年2回以上実施します。
- （2）当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 事故発生時の対応

介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村に報告するとともに、事故防止検討委員会にて検討し、再発防止に努めます。また、介護保険施設サービスの提供に伴い当施設の責に帰すべき事由によって事故が発生した場合、当施設は利用者に対し、損害を賠償するものとします。

11. 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある場合、利用者の生命に危険が及ぶ場合等、緊急やむを得ない状況においては、施設判断により、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設担当者がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を、利用者及びその家族に説明、同意を得るものとし、一連の対応についても記録を残すものとします。

又、当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- （1）身体拘束廃止及び身体的拘束等の適正化のための委員会の設置 身体拘束廃止に向けた取り組み・身体的拘束等の適正化のための対策・身体拘束解除に向けた取り組みを効果的に推進するための「身体拘束適正化委員会」を開催するとともにその結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- （3）身体拘束廃止対策担当者の配置
- （4）身体拘束廃止及び身体的拘束等の適正化のための職員研修実施 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上、計画的かつ継続的に実施します。

12. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止について

当施設は、様々な感染症・食中毒から入所者等を守るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための委員会の設置「感染症対策委員会」を設置し、施設内に感染症や食中毒が持ち込まれることの予防、また持ち込まれたとしてもまん延しないための対策を検討するとともに、感染症・食中毒が発生・まん延した際の各種マニュアルの策定や感染症が発生しても事業を継続するための事業継続計画の策定等を行います。
- (2) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備 法人全体として、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため指針を整備し、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (3) 感染対策担当者の配置
- (4) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修の実施 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を年2回以上計画的かつ継続的に実施します。

13. 高齢者虐待防止について

当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待防止のための委員会の設置 身体拘束廃止及び身体的拘束等の適正化と併せて、「高齢者虐待防止委員会」を設置、定期的を開催し、施設・事業所内の高齢者虐待や高齢者虐待に繋がるような不適切ケア防止に向けた取り組み、虐待（疑い）の早期発見及び発見した場合の通報等の仕組みづくり等を行います。
- (2) 高齢者の尊厳を傷付けるような虐待行為、それを黙視（見てみない振り）・看過する（見過ごす）行為を防止し、安全かつ適切に質の高い介護を提供するための指針を整備し、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (3) 高齢者虐待防止推進担当者の配置
- (4) 高齢者虐待防止のための研修を年2回以上計画的かつ継続的に実施します。

14. 個人情報保護

当施設では、利用者の個人情報を適正に取り扱うことは医療・介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を重要課題として取り組んでおります。

- (1) 個人情報に関する法令・規範の遵守
業務上で個人情報の保護に関する法令及び行政機関が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。
- (2) 個人情報保護施策の強化
個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいの予防に努め、万が一の問題発生時には速やかな是正

対策を実施します。

(3) 個人情報保護に関する意思統一の徹底

個人情報の取扱いに関する規定を明確にし、職員に周知徹底します。又、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うよう申請します。

(4) 個人情報保護活動の継続的な改善・推進

的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取扱いに関する内部規定を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し、推進いたします。

15. 要望及び苦情等の相談

当施設への要望や苦情などは、支援相談室が窓口になっておりますのでお気軽に相談下さい。速やかに対処致します。

(1) 苦情相談窓口

夢の樹の郷 支援相談員：

電話 055 (971) 1000

※ 窓口での対応以外にも受付横に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接申し出ていただく事ができます。

(2) 体制及び手順

- ① 苦情があった場合には、利用者側と連絡をとり、直接利用者宅に伺うなどして、事情を聞き、苦情内容の確認をします。
- ② 担当者は、苦情の内容を管理者へ書面にて報告します。
- ③ 管理者は、担当者及び他の従業者を加え、苦情解決に向けた検討を行います。
- ④ 管理者は、上記検討の結果を基に、謝罪する等の具体的な対応を指示します。
- ⑤ 苦情解決結果を台帳に記録し、再発防止に役立てます。

※上記施設窓口以外に、市町村や国民健康保険連合会窓口にも苦情を申立てることもできます。

清水町役場 福祉介護課 電話 055 (981) 8213

三島市役所 介護保険課 電話 055 (983) 2607

長泉町役場 長寿介護課 電話 055 (989) 5511

函南町役場 福祉課 電話 055 (979) 8126

沼津市役所 介護保険課 電話 055 (934) 4836

伊豆の国市役所 長寿介護課 電話 0558 (76) 8009

国民健康保険団体連合会 介護保険課【苦情専用】

電話 054 (253) 5590

16. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 夢の樹の郷 では、利用者の尊厳を厳守し安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 利用目的

- ◆ 介護サービス提供における管理や請求業務
- ◆ 緊急時、退所時等における医療機関や他の事業所等への情報提供
- ◆ 災害や事故発生時における行政、保険会社等への報告
- ◆ 介護サービス向上のためのアンケートや調査、研究
- ◆ 施設内掲示物、広報誌及びインターネットホームページ、SNS への掲載
- ◆ 職員や介護実習生等への研修や教育

2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、前述 1 に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外決して漏れることのない様、細心の注意を払うこと。

3. 個人情報の内容（例示）

氏名、住所、生年月日（年齢）、健康状態、病歴（既往）、家庭状況、介護度などの被保険情報、事業所がサービスを提供する上での必要な利用者や家族個人に関する情報等。

ご利用者の個人情報及び肖像権使用について

介護老人保健施設 夢の樹の郷 では、四季折々の催し物を準備しております。その中でイベント風景や日常の一コマを画像等により掲示又は、SNS などを通じて発信し、皆様にお届けしたいと考えております。

つきましては、利用者の肖像権（ご本人のお顔や全体写真）及び個人情報の一部（お名前や誕生日、年齢など）を広報目的での使用をご理解いただけます様、お願い致します。

《肖像権、個人情報の広報利用》 可 ・ 条件付可（モザイク等） ・ 不可

入所利用同意書

介護老人保健施設 夢の樹の郷 に入所するにあたり、介護老人保健施設夢の樹の郷 重要事項説明書及び別紙 1「個人情報の利用目的」、別紙 2「ご利用者の肖像権使用について」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

(入所者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印